２０２６年１１月１１日

大阪弁護士会「第７９期入会案内」

大阪弁護士会

当会への第７９期司法修習終了予定弁護士登録希望者の入会手続きは、下記のとおりといたします。

第７９期（２０２７年（令和９年）３月２４日司法修習終了者）の弁護士名簿一斉登録日は、２０２７年３月２５日（木）（司法修習終了証書交付日の翌日）を予定しています。

弁護士名簿への登録請求の手続きは、入会を希望する弁護士会を経て下記の書類を日本弁護士連合会に提出することになっていますので、ご確認のうえ、お手続きください。

１　受付期間・提出方法・提出先

１－１ 受付期間

（一斉登録）

登録日（予定）	受付期間（当会必着）	当会承認日（予定）
２０２７年３月２５日	～２０２６年１２月１８日	２０２７年２月２日

（一斉登録以降）

登録日（予定）	受付期間（当会必着）	当会承認日（予定）
２０２７年３月３１日 ～同年４月１２日	～２０２６年１２月１８日	２０２７年２月２日
２０２７年４月１３日～下旬	～２０２７年１月２８日	２０２７年３月２日
２０２７年５月上旬～中旬	～２０２７年２月１８日	２０２７年３月２４日
２０２７年５月中旬～下旬	～２０２７年３月５日	２０２７年４月中旬
２０２７年６月上旬～中旬	～２０２７年３月１９日	２０２７年５月中旬
２０２７年６月中旬～下旬	～２０２７年４月２日	２０２７年５月下旬
２０２７年７月以降	～登録日（予定日）の 約２か月前	登録日（予定日）の 約３週間前

※受付期間を過ぎますと登録日が遅れる場合があります。

※提出書類に不備があると、登録日が遅れる場合がありますので、必ず書類の提出前に、誤記や記入漏れ、不足がないか確認してください。

※２０２７年３月２６日～同年３月３０日を登録日とすることはできません。

※受付期間を過ぎての登録希望日の変更はいたしかねる場合がありますので、必ず書類の提出前に、入所予定事務所等に登録希望日をいつとするか確認してください。

１－２ 提出方法

郵送（原則、一般書留）のみ

※レターパックは万が一の場合の補償がありません。

※書類到着後３週間前後で受付した旨のメールを送付しますので、必ず確認してください。メールが届かない場合は、末尾記載の総合管理課までご連絡をお願いいたします。

１－３ 提出先

〒530-0047　大阪市北区西天満１丁目１２番５号　大阪弁護士会館６階

大阪弁護士会　第７９期入会申込係

２　入会申請書類について

以下の提出書類を揃えて、当会に提出してください。各部数には、日弁連提出用を含みます。書式については当会又は日弁連のホームページからダウンロードしてください。また、書類の作成にあたっては、日弁連ホームページに掲載している**『弁護士名簿登録請求書等記入要領』**もよく確認してください。

●日本弁護士連合会ホームページ　https://www.nichibenren.or.jp/legalapprentice.html
●大阪弁護士会ホームページ　https://www.osakaben.or.jp/
HOME ＞ 入会・退会案内 ＞ 第７９期の入会希望の方はこちらから

【提出書類】

★毎年、入会書類の日付の誤りが多数見受けられます。下記の≪提出書類全体について≫をよくご確認ください。

１．入会申込書　１部　※当会ＨＰに掲載

入会申込書の**作成日及び記載内容・表記は、「２．弁護士名簿登録請求書」と統一**してください。

２．弁護士名簿登録請求書　２部　※日弁連ＨＰに掲載

・氏　　名→旧字、異字体、俗字、略字等（以下「外字」といいます。）含めて、**戸籍謄本等の記載どおり**に記入してください。ただし、当会では、会報、通知、各種証明書等すべてにおいて、原則、ＪＩＳ規格で定められた第一水準、第二水準の文字（以下「正字」といいます。）に変換して表記いたしますので、予めご了承願います。なお、日弁連では、「自由と正義」、ウェブサイト、通知等における表記は、利用するシステムやサービスで表記できる場合は戸籍どおりの文字で表示され、表記できない場合は正字に変換した文字で表示されますが、やむを得ず、その他の文字に置き換えられる場合があります。

・本 籍 地→漢数字や「番地」「丁目」等の文字を変換・省略せず、**戸籍謄本等の記載どおり**に記入してください。外国籍の方は、外国人住民にかかる住民票記載の国籍を記入してください。

・事 務 所→事務所名、所在地の記載は、**事務所を共にされる他の会員と表記を統一してください**（日弁連ホームページの「弁護士情報検索」にて必ず確認してください。）。「マンション・ビル名」には、マンション・ビル名以下の住所（室番号等を含む）を記入してください。
企業に就職される場合、企業名は所在地（マンション・ビル名）の後ろに続けて記入し、「事務所名」は空欄としてください。
また、一斉登録日である２０２７年３月２５日から同年４月１２日までを登録希望日とされる場合で提出時点において登録事務所が確定していない場合、事務所所在地記入欄に「未定」と記入し、事務所名記入欄は空欄としてください。
２０２７年４月１３日以降を登録希望日とされる場合については、「未定」との記入は不可です。

★注意（未定と記入した場合）

事務所が未定のままでは登録できません。必ず２０２７年３月５日（金）までに事務所情報を補記していただきます。

・自宅住所→弁護士名簿登録日時点の住所を記入してください。登録後の住所が未定の場合は、実家等の住所地を記入してください。「マンション・ビル名」には、マンション・ビル名以下の住所（室番号等を含む）を記入してください。なお、登録後に変更する場合は、登録事項変更届書を提出してください。

表記は、「２．弁護士名簿登録請求書」「３．履歴書」「７．誓約書」と統一してください。

★注意

電話番号として、**携帯電話番号を登録することはできません**。固定電話がない（登録しない）場合は、空欄としてください（登録「なし」となります。）。

３．履歴書　２部　※日弁連ＨＰに掲載

・写真（縦４ｃｍ×横３ｃｍ）を貼付してください。

・学歴欄→卒業等年月日は、必ず日にちまで記入してください。

【司法試験予備試験合格者の方】

司法試験予備試験に合格されている場合は、学歴欄に司法試験予備試験の合格日を記入し、「司法試験予備試験合格」と記入してください。

・職歴→ない場合には「なし」と記入し、記入する場合は、入職日及び退職日を記入してください。

・賞罰→ない場合には、**必ず「なし」と記入**してください。

罰がある場合は、確定した有罪判決に限らず、不起訴処分となった事件、少年法による保護処分、公務員や司法修習生における懲戒処分、訓告や注意処分の内容及び罰条（罪名）を日付とともに記入してください。

「賞」の記入がある場合でも、「罰」の有無を必ず記入してください。

３－２．上申書　２部　※履歴書に罰のある方のみ

・所定の書式はありません。該当者のみご自身で作成してください。

・記載要領→日付は弁護士名簿登録請求書の日付と同様としてください。宛先は日本弁護士連合会・大阪弁護士会の連名で作成し、記名押印ください。タイトルは「上申書」とし、本文に「履歴書の罰について次の通り上申いたします。」と記入のうえ、１．罰の対象行為、２．罰を受けた時期、３．処分の内容、４．今後について反省している点等をＡ４用紙１枚程度にまとめてください。

４．戸籍謄本等　原本２部

・２０２６年１１月１１日以降に交付されたものを提出してください。ただし、２０２７年４月１３日以降を登録希望日とされる場合は、登録請求日から遡って３か月以内に交付されたものを提出してください。

・戸籍抄本又は氏名・本籍及び生年月日の記載を証明する戸籍記載事項証明書をもって代えることができます。

・外国籍の方は、外国人住民に係る住民票の写しを提出してください。

５．身分証明書（破産者ではないことの証明書）　原本２部

・２０２６年１１月１１日以降に交付されたものを提出してください。ただし、２０２７年４月１３日以降を登録希望日とされる場合は、登録請求日から遡って３か月以内に交付されたものを提出してください。

・本籍地市区町村に交付申請してください。

・日本国籍を有しない方は、日弁連ＨＰよりダウンロードした誓約書を提出してください。下記７の誓約書とは別のものになります。

６．弁護士となる資格を証明する書面　※２０２７年４月１３日以降を登録希望日とされる場合のみ

弁護士となる資格を証明する書面として、「司法修習終了証の写し」２部をそれぞれの枠外に以下を記入のうえ提出してください。

・「原本を正写しました」の一文
・氏名
・押印（登録請求書等と同一の印鑑）

※司法修習終了日（２０２７年３月２４日）までに登録請求（入会申請）をされている場合、**２０２７年３月３１日（水）午後５時まで（厳守）**に提出してください。提出が遅くなると、登録が遅れることがありますので、至急提出してください。

７．（日弁連）誓約書　２部　※日弁連ＨＰに掲載

・弁護士法第７条各号、第１２条第１項各号及び第２項に該当しないことの誓約書、弁護士となる資格証明の扱いに関する承諾書となります。

・登録請求書及び履歴書と同様に記入し、押印をしてください。

・２０２７年４月１３日以降を登録希望日とされる場合は当会ＨＰに掲載している書式をご使用ください。

８．連絡先回答書　２部　※日弁連ＨＰに掲載

・訂正事項等の連絡に使用しますので、必要事項を記入してください。

９．写真

Ａ．（日弁連）履歴書用（縦４ｃｍ×横３ｃｍ）　２葉（上記「３．履歴書」に貼付）

Ｂ．（当会）原簿・広報用（縦４ｃｍ×横３ｃｍ）　２葉

Ｃ．（当会）身分証明書用（縦２．５ｃｍ×横２ｃｍ）　１葉

★注意

全て、無帽、無背景、上半身、３か月以内に撮影したものを提出してください。
プリンター印刷不可。裏面に氏名、撮影年月日を記入してください。

10. 職務上の氏名の届出書・使用許可申請書　２部　※希望者のみ　※日弁連ＨＰに掲載

希望者のみ申請してください。

11. （当会）入会連絡回答票　１部　※当会ＨＰに掲載

必要事項を記入してください。

登録希望日につき、受付期間を過ぎての変更はいたしかねる場合がありますので、必ず事前に入所予定事務所等に確認してください。

12. （当会）入会申込みにあたっての上申及び誓約書　１部　※当会ＨＰに掲載

必要事項を記入してください。なお、同書面中の１．について、一斉登録日（２０２７年３月２５日）から同年４月１２日を登録希望日とされる場合は記入不要です。

【希望者のみ】

・（日弁連）身分証明書発行申請書　※登録後に申請。詳細は日弁連会員専用サイトを確認してください（初回の登録から３か月以内の発行申請は無料）。

≪提出書類全体について≫

○入会書類の日付は全て、２０２７年（令和９年）３月２５日付にしてください。ただし、登録請求日（入会書類の提出日）が一斉登録日（２０２７年３月２５日）を過ぎる場合は、実際の登録請求日としてください。

○全ての書類に同一の印鑑を使用してください。字句訂正、加入、削除箇所には、同じ印鑑で訂正印を押印してください。シャチハタ等の朱肉を使用しないものは使用しないでください。

○書類が２枚にわたる場合は、必ず契印を押してください。契印の印鑑も、他の書類の印鑑と同一のものを使用してください。

○上記書類の他に、財務関係の書類として、「大阪弁護士会 財務に関するお願い」に基づき、以下書類を入会受付期間内に入会書類に同封する方法で提出してください。

１財務課連絡票　**※全員必ずご提出ください。**

２預金口座振替依頼書

３銀行振込口座登録・変更届出書

４会館負担金会費分納申請書（様式①）※希望者のみ

５会館負担金会費分納の延納申請書（様式②）※希望者のみ

６会館特別会費中一部納入延期申請書（様式③-1）※希望者のみ

７会館特別会費納入延期申請書（様式③-2）※希望者のみ

３　入会金等について

３－１　入会金等について

入会金等の費用は以下のとおりです。納付方法Ａ～Ｃのいずれかの金額（弁護士名簿登録請求書に貼付する登録免許税の印紙代とは別に必要です。）を、入会受付期間内に入会者本人氏名にて一括で振り込んでください。なお、第７９期司法修習終了予定者であることがわかるように、振込名義の氏名の前に「７９」と付けてください（例：７９オオサカ　タロウ）。

【振込口座】　三井住友銀行（0009）　　堂島支店（518）
口座番号　　普通　０９２００４６　　口座名：大阪弁護士会（オオサカベンゴシカイ）

【振込金額の種類】

納付方法	Ａ（通常）	Ｂ（注 1-1）	Ｃ（注 1-2）
会館負担金会費分納申請	しない	分納	分納の延納
提出する申請書	（不要）	様式①	様式②
１　入会金	３０，０００円	３０，０００円	３０，０００円
２　登録料（日弁連）	１０，０００円	１０，０００円	１０，０００円
３　会館負担金会費	４００，０００円	２００，０００円	０円
納付金額	**４４０，０００円**	**２４０，０００円**	**４０，０００円**

（注１－１）会館負担金会費の分納

会館負担金会費の分納申請をした場合は、入会時に２４０，０００円、残金２００，０００円については入会から半年後（２０２７年３月登録の場合は２０２７年９月末日）までに納付いただくことになります。

分納を希望する方は、「**会館負担金会費分納申請書（様式①）**」を、入会受付期間内に入会書類に同封する方法で提出してください。

（注１－２）会館負担金会費の分納の延納

会館負担金会費の分納の延納申請をした場合は、次のように納付いただくことになります（いずれも２０２７年３月登録の場合）。ただし、期限までに退会される場合は、総務部財務課までご連絡ください。退会までに残額の納入が必要となりますが、司法修習を終了後１年以内に入会し、入会後２年以内に退会した場合は、申請により、一部が免除されることがあります。

入会時（入会金・登録料のみ）	４０，０００円
入会月の１年後の月末日（２０２８年３月末日）	１００，０００円
入会月の２年後の月末日（２０２９年３月末日）	１００，０００円
入会月の３年後の月末日（２０３０年３月末日）	１００，０００円
入会月の４年後の月末日（２０３１年３月末日）	１００，０００円

分納の延納を希望する方は、「**会館負担金会費分納の延納申請書（様式②）**」を、入会受付期間内に入会書類に同封する方法で提出してください。

なお、法テラスのスタッフ弁護士に内定されている方（常勤スタッフ弁護士になるために

会員の事務所を登録事務所とし本会に入会する方（以下「養成弁護士」と言います。））は、内定通知書の写しをご提出いただきますと、会館負担金会費の納付が猶予されます。養成期間終了後３か月以内に登録換え又は登録取消しの請求をした場合、納付は免除されます。引き続き本会に登録する場合は、常勤スタッフ弁護士として登録を継続する限り、猶予が継続しますが、その他の場合は猶予が失効し、猶予分を直ちに納付いただく必要があります。詳細は総務部財務課までお問い合わせください。

３－２　弁護士会費について

大阪の会費について、入会月分から修習終了後５年を経過する前月分までは会費７，０００円、修習終了後５年を経過する月分からは会費１４，０００円となります。

日弁連の会費について、入会月分から修習終了後２年を経過する前月分までは会費５，１００円、修習終了後２年を経過する月分からは会費１０，２００円となります。

【１か月分会費の内訳】

	大阪 会費	大阪会館 特別会費	日弁連 会費	日弁連 少年･刑事 特別会費	日弁連 法律援助基金 特別会費	合　計
入会月分から修習終了後２年を経過する前月分まで	7,000 円	6,000 円	5,100 円	1,300 円	800 円	20,200 円
修習終了後２年を経過する月から５年を経過する前月分まで	7,000 円	6,000 円	10,200 円	1,300 円	800 円	25,300 円
修習終了後５年を経過する月分から	14,000 円	6,000 円	10,200 円	1,300 円	800 円	32,300 円

会館特別会費中一部納入延期申請をした場合、月額６，０００円の内、５，０００円部分についての徴収開始月を、入会後３年を経過する月とすることができます。また、会館特別会費納入延期申請をした場合、月額６，０００円の徴収開始月を、入会後３年を経過する月とすることができます。

よって、一部納入延期申請をされた方の１か月分会費合計は１５，２００円に、納入延期申請をされた方の１か月分会費合計は１４，２００円になります（注：納入始期のスライドであって免除ではありません。）。

一部納入延期を希望する方は「**会館特別会費中一部納入延期申請書（様式③－１）**」を、納入延期を希望する方は「**会館特別会費納入延期申請書（様式③－２）**」を、それぞれ入会受付期間内に入会書類に同封する方法でご提出ください。なお、入会後、いかなる場合も納付方法を変更することはできませんのでご留意ください。

法テラスのスタッフ弁護士に内定されている方は、内定通知書の写しとともに「**会館特別会費納入延期申請書（様式③－２）**」を提出してください。

毎月の弁護士会費につきましては**入会月より納入義務が発生します（日割り計算は行いません）。**

弁護士会費を口座振替にて納入される場合は、初回のみ、入会月及び入会翌月の２か月分を、入会翌月の１８日（例月引落１８日、土・日・祝日の場合は翌金融機関営業日）に引き落としいたします。

銀行振込により納入される場合は、上記３－１記載の銀行口座へお願いいたします（振込

手数料はご負担願います。）。窓口での現金による納入の場合は、総務部財務課（弁護士会館６階７番窓口）まで持参してください。

４　その他

４－１　新入会員入会式

新入会員入会式を**２０２７年４月中旬頃（時間：９時３０分～終了時刻未定）**に開催予定です。詳細は追って案内いたしますが、２０２７年３月２５日～同年４月１２日登録の方は必ず参加してください。

４－２　新規登録弁護士研修（近弁連主催）

・日弁連集合研修（近弁連ブロック）
　講義形式研修…大阪弁護士会ｅラーニングでの随時受講（予定）
　弁護士倫理クラス別研修（バズセッション）…２０２７年５月２９日（土）午後２時～４時、オンライン（Ｚｏｏｍミーティング等）で実施（予定）
・新入会員研修…大阪弁護士会ｅラーニングでの随時受講（予定）

新規登録弁護士研修は、上記の他、当会の規程等により、各種研修が定められています。必ず受講してください。
詳細は、上記入会式の際等に案内します。

お問い合わせ先（対応時間　平日９：００～１２：００、１２：４５～１７：００）

・入会登録関係、入会式関係　・・・総務部 総合管理課　TEL：０６－６３６４－１２２５
お問い合わせはメールでお願いします。
　メールアドレス　「oba-touroku@osakaben.or.jp」
　タイトル　「７９期入会案内問合せ」

・財務関係・・・総務部 財務課　TEL：０６－６３６４－１２３２
お問い合わせはメールでお願いします。
　メールアドレス　「oba-ad-fs@osakaben.or.jp」
　タイトル　「７９期入会問合せ」

・研修関係・・・総務部 研修課　TEL：０６－６３６４－１６８４
お問い合わせはメールでお願いします。
　メールアドレス　「kensyu-jimu@osakaben.or.jp」
　タイトル　「７９期新規登録弁護士研修問合せ」

・新人支援関係・・・企画部企画二課　TEL：０６－６３６４－１３７１　以上

＊ 重　要 ＊

その他、当会入会にかかる重要なお知らせがある場合は、その都度ホームページに掲載しますので、随時ホームページをご確認願います。